

総務産業常任委員会報告

総務産業常任委員会の報告を行います。

去る2月25日の本会議において、付託されました案件について、3月1日、委員8名出席のもと、委員会を開催しました。

付託されました案件は、条例制定3件、指定管理者の指定3件、共同設置について1件、規約の変更1件です。

審査は、関係課に説明を求め、その後、質疑・採決を行いました。

「議案第2号 上野原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例制定について」は、令和2年山梨県人事委員勧告等を受け、令和2年12月議会において引き下げた期末手当12月期の0.05月分について、翌年の6月期と12月期で0.025月に平準化するものです。

「議案第3号 上野原市情報公開条例及び上野原市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について」は、令和3年3月31日をもって山梨県東部広域連合が解散となるため、令和3年4月1日から機関等の共同設置に移行するにあたり、関係条例を改正するものです。

「議案第4号 上野原市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、市において職員が個人で多額かつ過酷な損害賠償責任を負うリスクがあることを踏まえ、市長等が市に対して負うべき損害賠償責任の一部免責及びその負担額について条例の制定を行ったが、関係市村で共同設置した山梨県東部地域公平委員会の委員についても、市に損害を与える可能性があるため、条例を改正するものです。

「議案第40号 上野原市森林総合利用施設の指定管理者の指定について」、

「議案第41号 上野原市ふるさと長寿館の指定管理者の指定について」、

「議案第42号 上野原市羽置の里びりゅう館の指定管理者の指定について」の3件は、産業振興課で所管する施設で令和3年3月31日に指定管理契約の満了を迎える施設について、4月1日以降も指定管理者による施設管理を行う必要があるものです。

平野田休養村と羽置きの里びりゅう館については、3年間の指定期間で、ふるさと長寿館については1年間の指定期間とのことです。

委員からの、ふるさと長寿館とびりゅう館の指定管理者は入札で選定しないのか、という質問については、びりゅう館は当初から地域の方の運営であり、ふるさと長寿館は指定管理を取り入れた当初からクレイン農協が指定管理者になっているという経緯があり、地域の方の要望等も勘案し、現在の指定管理者に指名しているとの説明がありました。

「議案第45号 山梨県東部地域行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会の共同設置について」は、山梨県東部広域連合の解散に伴い、機関等の共同設置に必要な審査会の名称、構成市村、執務場所、委員の組織及び身分の取り扱い、その他必要な事項について規約で定めるものです。

委員からの、負担金について今までと変更があるのか、という質問については、変更なしとのことです。

「議案第48号 山梨県東部地域公平委員会共同設置規約の変更について」は、山梨県東部広域連合の解散に伴い、関係団体の数、執務場所、委員、事務職員、その他必要な事項について規約の改正を行うものです。

以上、当局提出の8案件について、採決した結果、議案第42号を除く7案件は、いずれも全会一致で、原案どおり可決すべきものと決定しました。

「議案第42号 上野原市羽置の里びりゅう館の指定管理者の指定について」は、委員1名が表決を棄権し、退席しましたので、残りの委員で採決したところ、異議がありませんでしたので、原案どおり可決すべきものと決定しました。

その後、消防署の職員から2月28日に上野原インターチェンジ付近で起きた車両火災事故の状況についての説明がありました。

また、委員からは、四方津駅のバリアフリー化の現状についてと、化学消防車の稼働状況について、調査すべきとの意見があり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上、総務産業常任委員会の報告といたします。